

モントリオール・プロセス基準7の改訂指標の特徴と地域レベルでの把握

家原敏郎・光田 靖 (森林総研)

要旨: モントリオール・プロセスでは、2008年11月に基準7の指標の改訂を行った。改訂で指標数が減少し指標名も短くなったが、改訂後の指標は、改訂前のほとんどの内容を含むように策定されているといえた。日本の地域レベルへの基準・指標の適用可能性の立場からは、施業の規定や森林計画樹立など改訂前に把握可能であった項目については、引き続き把握可能であることがわかった。国有林の森林計画書及び事業統計書から、森林計画区レベルで把握可能なものが3指標あり、今後他の資料から把握できる可能性があるものが3指標あると考えられた。

キーワード: モントリオール・プロセス, 基準・指標, 法制度, 市民参加, 地域森林計画

I はじめに

日本が参加している持続可能な森林経営の国際枠組であるモントリオール・プロセスでは、1995年のサンチャゴ宣言で制定した基準・指標について、2004年から改訂作業を行い、2008年11月に最後に残っていた基準7(法的・制度的枠組み)の指標の改訂作業が終了した。前報(1)では、日本の森林計画区レベルでの基準・指標の活用を視野において、改訂前の基準7の指標について、基本的な森林統計・資料との関係を検討した。今回は指標が半減するなど大幅な改訂が行われたので、改めて国有林の森林計画書及び事業統計書等から、森林計画区レベルでどれだけの指標が把握可能か検討した。本研究は森林総合研究所運営費交付金プロジェクト(課題番号:200601)によった。

II 資料と調査方法

基準7の改訂指標と改訂前の指標の対応関係を、指標の解説書であるテクニカルノート(4)を基に調べた。改訂後の指標について、国有林の事業統計書(3)及び地域森林計画書(2)をもとに、該当する統計や記載が資料にあるか調べ、各指標がどの程度把握可能か検討した。

III 結果

1. 新旧指標の対応関係と改訂の特徴 基準7は、改訂前は20指標と大変指標の数が多く、長く難解な指標名のものも多く、法的枠組み、制度的枠組み、経済的枠組み、モニタリング能力、研究開発の5指標群に分類されていた。今回の改訂では、市民にわかりやすく平易なものにするという方針のもと、5指標群10指標に再編された。

改訂で指標名も短く簡潔なものとなったが、テクニカルノートに記載された指標の具体的な測定例から、改訂前の20指標に含まれたほとんど内容が、改訂後の指標に統合さ

れ盛り込まれていると考えられた。新旧指標の対応関係は、表-1のようにまとめられた。

法律や制度の関係では、改訂前は法律・制度の有無に関係したものが法的枠組みの指標群に、実施の側面が強いものが制度的枠組みに分類されていたが、改訂指標で政策色が濃いものが制度の指標群、所有権など法律色の濃いものが法律の指標群とされ、指標の入れ替えが行われた。

経済関連では、貿易政策に関する指標が削除されたが、枠組みに大きな変更はなかった。改訂前5指標あった研究・開発関連の指標が1指標に統合され、制度的枠組みから移された経営基盤関連の指標とあわせ、経営基盤・研究開発の指標群とされた。また、改訂前の法的枠組み・制度的枠組みから市民参加に関連する指標が選択され、1指標に統合された旧計測能力指標群と合わせ、パートナーシップとモニタリングの指標群とされた。

2. 基準7の改訂指標の地域レベルでの把握 改訂前は森林計画に関する事項は、法律や規制の有無は法的枠組みの指標群、制度の実行については制度的枠組みの指標群に分けられていた。改訂では法律・制度の有無、実行の両方も制度の指標群に指標7.1.a, 7.1.bとして配置された。法律の有無では国が報告単位となるが、施業規定等については、土地の保全に関する事項など森林計画区レベルに対応した項目があり、また地域森林計画書の策定行為そのものが、政策の実行行為として指標となりうる。従ってこれら2指標は、森林計画区レベルでも把握可能であり把握する必要がある部分があると考えられる。

経営基盤に関する指標7.4.aは、物的基盤と人的基盤を統合したものであるが、人材育成訓練について森林計画書に関連する項目があること、事業統計書には、林道、苗畑、貯木場に関する統計が存在することから、把握可能である。研究開発に関する指標7.4.bは、森林計画区より大きなス

ケールで把握すべきものであろう。

パートナーシップとモニタリングに関する指標群では、指標7.5.aでは森林ボランティア等の活動、指標7.5.bでは森林計画樹立過程での市民参加が関連し、これらは森林計画書には記載されていないが、森林管理局署では業務のために把握しているので行政資料を整理することにより記述可能であろう。また、指標7.5.cでは指標名が一般的化されたので、森林計画樹立時の調査を例示することも可能であろう。

IV 考察

基準7の指標は改訂前は細分化され国レベルに限定される指標が多かったが、改訂による指標統合により、地域レベルでも対応できる指標の比率が高まったといえる。また、パートナーシップに関連する指標が指標群として重点化されたことは、地域でも有用な指標を目指す現れであり、計画区レベ

ルでも行政資料の集約により対応する必要があると考えられた。

引用文献

- (1) 家原敏郎・光田靖 (2008) 森林計画区レベルでのモンテリオール・プロセスの基準6, 7の指標の把握. 関東森林研究59: 19-20.
- (2) 関東森林管理局 (2004) 八溝多賀国有林の地域別の森林計画書, 77pp.
- (3) 関東森林管理局東京分局 (2000-2003) 関東森林管理局東京分局事業統計書, 平成11~14年度.
- (4) TIM PAYN (2008) Report on the 11th Montreal Process Technical Advisory committee meeting. 9-19. (<http://www.rinya.maff.go.jp/mpci/meetings/>)

表-1. モンテリオール・プロセスの基準7の新旧指標の対応及び森林計画書・事業統計との関係

基準7: 森林の保全と持続可能な経営のための法的, 制度的及び経済的枠組		指標の性格	計画区への適用 ¹	統計資料 ²
当初の指標(1995年)		2008年11月改訂指標		
7.1.b 関連する部門との調整を含む, 森林の価値の範囲を認定するよう森林に関する定期的な計画, 評価及び政策の見	→	7.1.a 森林の持続可能な経営を支える法令及び政策	記述	○ 森
7.1.d 森林経営のための最良の施業規定の助長				
7.1.e 特に環境的, 文化的, 社会的, 及び/又は科学的に保全する価値のある森林の経営の規定				
7.2.b 分野横断的な計画及び調整を含む, 森林に関する定期的な計画, 評価及び政策見直しの企画及び実行	→	7.1.b 分野横断的な政策及び事業の調整	記述/計量	(○) 森
7.3.a 投資の長期性を認識し, かつ, 森林の生産物及びサービスの長期的需要を満たすために, 市況, 非市場経済的評価及び, 公的政策決定に対応して森林部門内外へ資金が流入/出することを許容するような, 投資及び課税政策並びに関連する法的環境	→	7.2.a 森林の持続可能な経営に影響を及ぼす税制及びその他の経済戦略	記述/計量	× -
7.3.b 森林生産物の非差別的貿易政策	→	削除		
7.1.a 所有者の明確さ, 土地所有制度の適切さ, 先住民の慣習及び伝統的な権利の認定, 及び正当な手続きによる所有についての紛争解決手段の規定	→	7.3.a 土地及び資源の保有関係, 並びに財産権の明確さ及び保全	記述/計量	× -
7.2.e 法律, 規定及びガイドラインの施行	→	7.3.b 森林に関連する法律の執行	記述/計量	× -
7.2.d 森林の生産物及びサービスの提供を促進するとともに, 森林経営を推進するための効果的な物的基盤の開発及び維持	→	7.4.a 森林の持続可能な経営を支える事業, サービス及びその他の資	計量/記述	○ 事・森
7.2.c 関連分野にまたがる人材養成訓練の開発及び維持				
7.5.a 森林生態系の特徴及び機能についての科学的理解の促進	→	7.4.b 森林の持続可能な経営のための研究及び技術の開発及び適用	計量/記述	× -
7.5.b 環境的・社会的な費用と便益の算定手法, それを市場や政策に統合する手法, 並びに森林資源の増減を国民経済計算体系に反映させる手法の開発				
7.5.c 新規技術の導入に伴う社会・経済的影響を評価するための新規技術及び能力				
7.5.d 人間が介入することによる森林への影響を予測する能力				
7.5.e 想定される気候変動が森林に与える影響を予測する能力				
7.2.a 国民の参画活動や公的な教育, 啓発, 普及プログラムの規定及び森林関連情報の入手を可能とすること	→	7.5.a 森林の持続可能な経営を支えるパートナーシップ	計量/記述	△ 無
7.1.c 森林に関連する公的政策及び意思決定への国民の参加並びに情報への国民のアクセスの機会の規定	→	7.5.b 森林関連の意志決定における市民参加及び紛争解決	計量/記述	△ 無
7.4.a 基準1から7に関連する指標を測定し, 又は記述するために重要な最新のデータ, 統計, その他の情報の提供可能性とその程度	→	7.5.c 森林の持続可能な経営に向けた進展に関するモニタリング, 評価及び報告	計量/記述	△ 無
7.4.b 森林資源調査, 評価, モニタリング及び他の関連情報の範囲頻度及び統計的信頼性	→			
7.4.c 各指標についての測定, モニタリング及び報告に関する他国との整合性				

注) 1: ○;可能, △;可能性あり, ×;困難,

2: 事;森林管理局事業統計書, 計;地域森林計画書, 無;該当する統計, 記載が無いもの, -;国レベルに限定される指標